

桐生市安全なまちづくり推進基本計画

はじめに

1. 基本計画の趣旨

桐生市では、平成16年度に犯罪のない「安全なまちづくり」を実現していくためには、市民、事業者、警察署、市及び関係行政機関がより連携を強め、一体となった活動を展開していく必要があるという基本認識のもと、地域における犯罪被害を未然に防止するために必要な事項を定め、市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現を図ることを目的として「桐生市安全なまちづくり推進条例」を制定し、施行しました。

そして、安全なまちづくり推進基本計画は、地域における犯罪被害を未然に防止するための施策を体系的かつ計画的に推進することにより、条例の実効性を確保し、「安全なまちづくり」を推進することを目指して作成されたものです。

2. 現状及び計画の見直し

平成14年に過去最高の285万件余りを記録した全国の刑法犯認知件数は、その後12年連続して減少し、平成26年は122万件余りでした。また、群馬県においても、平成16年に戦後最悪の42,643件を記録しましたが、その後10年連続して減少し、平成26年は17,782件と過去10年間で最小となっており、刑法犯認知件数の減少という一定の効果が現れています。

市では、これまで安全なまちづくり推進基本計画を「基本的施策」「環境整備施策」「対象別施策」の3つの施策に基づき防犯推進に向けた取組みを進めていますが、さらに安心して暮らせる安全な地域社会の継続と社会の変化などに併せて本基本計画の一部を見直し、平成27年度から実施します。